

## 神戸市子育て世代包括支援センター事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供することを目的として、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、支援を行う神戸市子育て世代包括支援センター事業(以下「本事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は神戸市とし、その主管課はこども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課とする。

### (実施場所)

第3条 本事業の実施場所は、各区役所こども家庭支援課、北須磨支所保健福祉課、北神保健福祉課、西神中央出張所保健福祉サービス窓口とする。

### (職員の配置)

第4条 本事業は、母子保健事業に関する専門知識を有する保健師等の専門職を母子保健コーディネーターとして配置する。母子保健コーディネーターの指揮命令者は、各区役所こども家庭支援課長、北須磨支所こども家庭支援担当課長、北神こども家庭支援担当課長、西区役所健康福祉課長とする。

### (対象者)

第5条 本事業の対象者は、妊産婦並びに就学前までの乳幼児及び保護者(以下「妊産婦等」という。)とする。

### (業務内容)

第6条 母子保健コーディネーターは、区役所の保健師等と連携して次に掲げる業務を行う。

- 1 妊娠、出産、産後、子育ての期間を通じて妊産婦等の支援に必要な情報を継続的に把握する業務。
- 2 妊娠、出産、育児に関する相談、情報提供、必要なサービスに繋ぐ支援業務。
- 3 支援が必要な妊産婦等への支援プランの作成及び保健指導に関する業務。
- 4 関係機関とのネットワークづくりに関する業務。
- 5 その他、事業の目的を達成するために必要と認める業務。

(個人情報と守秘義務)

第7条 本事業に従事する者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報及び秘密を保護し、正当な理由なくこれを漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。